港湾運送料金表

平成 7年9月16日実施

千葉港

(1)港湾荷役料金表(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合 又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場 合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

						金	額	
		品	目		接岸本船 🛧	→	接岸本船	<u> </u>
					上屋・野積場		上屋・野積り	揚前
ユ	コンテナ	実 入				960		8 5 6
=		空				8 1 6		7 2 8
タイ	パレタイズ貨	物・バンパック	・バック	ブコンテナ・プレスリング	1,	880	1,	7 2 3
ズ	ズ ノックダウン自動車				1,	4 4 7	1,	3 2 5
物等	物 完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)					0 2 6	1,	8 4 2
	袋物				2,	6 3 0	2,	3 8 9
包	立 ベール物				2,	5 6 0	2,	3 1 9
壮		#貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの) 機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)				7 9 7	2,	5 7 4
衣	カートン ケ ー ス					0 2 6	1,	8 4 2
品	クレート	青果類			2,	083	1,	8 8 9
		冷凍品・冷蔵品				_	4,	0 3 6
	タイヤ				1,	906	1,	7 6 0
有	巻取紙(内地	巻取紙 (内地産)					1,	3 7 1
, H			原木	米国材・南洋材	1,	3 9 2	1,	2 4 9
姿	木 材	岸壁揚のもの		北洋材	1,	8 9 1	1,	7 5 0
				製材	1,	5 0 2	1,	3 5 6
貨	非鉄金属類(半製品・銑鉄・	地金)		2,	2 5 2	2,	0 2 4
<i>‡⁄m</i>	鋼 材	一般鋼材(口	径 12 インチ	未満の鋼管含む)	2,	1 6 7	1,	9 7 8
190	과(기 기/J	鋼管(口径 12	2 化升以上	のもの)・コイル	1,	8 4 3	1,	6 8 2
	石材			2,	204	2,	0 4 5	
撒					1,	606	1,	4 2 7
貨	鉱礦石 (塊)	• 特殊鉱礦石			2,	071	1,	883
物	砂糖				1,	997	1,	8 5 1

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ⇔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ 移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- (1)1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%
- ②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの 基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ①3ヶ月以上の長期契約があること
- ②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15 人以下 (12 人)	16 人~22 人(19 人)	23 人~29 人 (26 人)	30 人~36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼間					
(8時30分から16時30分まで)	43, 700	68, 070	92, 470	116,880	137, 680
半 夜					
(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	67, 970	105, 880	143, 850	181,810	214, 170

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数					
による区分	15 人以下	16 人~22 人	23 人~29 人	30 人~36 人	37 人以上
昼夜区分	(12人)	(19人)	(26人)	(33人)	(40 人)
昼間					
(8時30分から16時30分まで)	346, 690	540, 020	733, 590	927, 250	1. 092, 260
半 夜					
(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	346, 690	540, 020	733, 590	927, 250	1. 092, 260

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区分	金 額	
(1)港湾福利分担金 (2)労働安定基金		8円 7円

7. 消費税の加算

- (1)料金の総額に3%を乗じて計算します。
 - ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算 トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2)港湾荷役料金表(船内荷役料金)(総以数1,000以未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

			品	目	金多	頁 [
ユ	一、二十	実 入				4 6 6
=	コンテナ	空				3 9 6
タイズ	パレタイズ	貨物・ バン/	^ペ ック・/	ベッグコンテナ・プレスリング	1,	1 5 5
貨物	ノックダウ	ン自動車 完		883		
等	完成車(重	量5炒以上又的	1,	1 6 5		
	袋物	· · · · · · · · · · · · · ·				
包	ベール物				1,	4 2 7
\ 		雑貨類・機材	1,	7 6 9		
装	カートンケースクレート	機械類(1個	1,	1 6 5		
品		青果類	1,	1 6 8		
		冷凍品・冷蔵品			2,	985
	タイヤ				1,	2 4 1
	巻取紙(内]地産)				7 5 5
有		水落しのもの		原 木		5 1 2
	木 材		原木	米国材・南洋材		7 1 4
姿	小 树	岸壁揚のもの	原 小	北洋材	1,	2 5 1
貨				製 材		8 1 1
	非鉄金属類	(半製品・銑鉄	地金)		1,	1 6 6
物	Nei 44	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			1,	2 8 8
	鋼 材 鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル				1,	0 9 6
	石材				1,	4 8 6
撒	小麦・肥料原	原料・鉱礦石(粉)			7 4 8
貨	鉱礦石 (塊)	• 特殊鉱礦石			1,	1 9 1
物	砂糖				1,	3 3 1

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ②積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、 これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、 これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ①1,000 トン以上3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7% に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ま す。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ①3ヶ月以上の長期契約があること
- ②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数					
による区分	9 人以下	10 人~13 人	14 人~17 人	18 人~21 人	22 人以上
昼夜区分	(7.5人)	(11.5人)	(15.5人)	(19.5人)	(22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	27, 060	41, 480	55, 900	70, 330	81, 160
半夜					
(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	42,090	64, 520	86, 960	109, 400	126, 250

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場

合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数					
による区分	9 人以下	10 人~13 人	14 人~17 人	18 人~21 人	22 人以上
昼夜区分	(7.5人)	(11.5人)	(15.5人)	(19.5人)	(22.5人)
昼間					
(8時30分から16時30分まで)	214, 680	329, 070	443, 470	557, 950	643, 870
半 夜					
((16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	214, 680	329, 070	443, 470	557, 950	643, 870

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (1) 荷役手配の取消の場合
 - ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間 荷役の最低料金を適用します。
 - ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。
- (2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区分	金額	
(1)港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき	4円
(2)労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき	3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
 - ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (1)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3)港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)(総以数1,000以未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

					金	額
		品	目		接岸本船船側・はしけ内	接岸本船船側・はしけ内
		μμ	H		←→ 上屋・野積場内	←→ 上屋・野積場前
ユ	コンテナ	実 入			5 4 4	4 3 5
ニタ		空			463	3 7 0
1	· ·	貨物・バンパ	ック・バ	ジッグコンテナ・プレス	8 2 4	6 5 9
ズ	リング				024	0 3 3
貨					6 4 0	5 1 2
123					040	312
等	等 完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)				968	7 7 4
	袋物				1, 267	1, 014
包	ベール物				1, 268	1, 014
71+-		雑貨類・機械	対類(1個	国当り5炒未満のもの)	1, 175	9 4 0
装	カートン	機械類(1個	当り5	/以上のもの)	968	7 7 4
品品	ケ ー ス クレート	青果類			1, 025	8 2 0
		冷凍品・冷蔵			_	1, 263
	タイヤ				7 6 5	6 1 2
	巻取紙(内	地産)			8 6 0	6 8 8
有			原木	米国材・南洋材	7 5 1	6 0 1
姿	木 材	岸壁揚のもの		北洋材	7 3 6	5 9 1
~				製材	7 7 0	6 1 6
貨	非鉄金属類	(半製品・銑鉄	・地金)		1, 205	964
H-/m	A 1.1	一般鋼材(口	径 12 インチ	未満の鋼管含む)	993	7 9 4
物	鋼 材	鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		8 4 4	6 7 5	
	石材				8 3 4	6 6 7
撒	小麦・肥料原	原料・鉱礦石(粉)		9 4 3	7 5 4
貨	鉱礦石 (塊)	• 特殊鉱礦石			989	7 9 1
物	砂糖				771	6 1 7

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ①「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内」の場合
 - (イ)接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場内の場合
 - (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
 - (積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。
 - (□)はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内の場合
 - (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
 - (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- ②「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合
 - (イ)接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場前の場合
 - (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。
 - (□)はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前の場合
 - (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - (積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで の作業。
- (2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、 これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

- ②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③1回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数						
による区分	4 人~6 人	7人~9人	10 人~12 人	13 人~15 人	16 人~18 人	19 人~21 人
昼夜区分	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間						
(8時30分から16時30分まで)	16, 640	26, 590	36, 570	46, 550	56, 520	66, 510
半 夜						
(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	25, 880	41, 360	56, 890	72, 410	87, 920	103, 460

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数						
による区分	4 人~6 人	7人~9人	10 人~12 人	13 人~15 人	. 16 人~18 人	. 19 人~21 人
昼夜区分	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間						
(8時30分から16時30分まで)	132, 010	210, 950	290, 120	369, 300	448, 390	527,650
半夜						
(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	132, 010	210, 950	290, 120	369, 300	448, 390	527, 650

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (1) 荷役手配の取消の場合
- ①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間 荷役の最低料金を適用します。
- ②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。
- (2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

- 6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金 本料金は、次の作業を行った場合に適用します。
 - (1)上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
 - (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 905
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率の もの	1, 799
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上 のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 699

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。 ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

	\ - 1 · -	
貨物分類 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ (野積場)	1 2	8
繊維原料類	5 1	3 9
青果	5 1	3 9
窯 製 品	6 1	5 1
その他の貨物	9 0	7 3

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 - 2. コンテナについては、野積場置きの料金とします。
 - 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、 本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金 額	
(1)港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき	4円
(2)労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき	3円 50 銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米を もって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (1)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役 及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委 託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

I. 適用範囲

- この港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) は、
- (1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 ← 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2)総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 ← 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。 ただし、(1) 及び(2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において 適用される港湾荷役料金(船内荷役料金) 又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金) を適用します。

Ⅱ. 料金の種類及び適用方

- 1. 基本料金
- (1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 → 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前 (1トンにつき 単位円)

				金	額	
	品目				本船内 ←→	本船内 ←→
					上屋・野積場内	上屋・野積場前
ユ	コンテナ	実 入			7 0 7	6 5 0
二夕	<i>42))</i>	空			6 0 2	5 5 2
イ	パレタイズ	貨物・バンパッ	ック・バッ	ッグコンテナ・プレスリング	1, 723	1, 598
ズ貨物	ノックダウ 完成車(重	ン自動車 量5 >>未満かっ	つ容積 20	トン未満のもの)	1, 325	1, 228
等	完成車(重	量5 >>以上又に	は容積 20	シ以上のもの)	1, 842	1, 695
	袋物				2, 389	2, 196
包	包 ベール物				2, 319	2, 126
装		雑貨類・機械	· 	引当り5 トン未満のもの)	2, 574	2, 395
衣	カートン	機械類(1個	機械類 (1 個当り 5 >>以上のもの)		1, 842	1, 695
品	ケ ー ス クレート	青果類		1, 889	1, 733	
		冷凍品・冷蔵	菱 品		_	3, 795
	タイヤ				1, 760	1, 644
	巻取紙(内	地産)			1, 126	1, 044
有			原木	米国材・南洋材	1, 249	1, 135
姿	木 材	岸壁揚のもの	<i>派</i>	北洋材	1, 750	1, 638
				製材	1, 356	1, 239
貨	貨 非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				2, 024	1, 840
物	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)				1, 696	1, 601
"	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル				1, 442	1, 362
石材			2, 045	1, 919		
撒				1, 427	1, 283	
貨物	鉱礦石 (塊)	• 特殊鉱礦石			1, 883	1, 733
170	砂糖				1, 851	1, 734

(2)総トン数500トンの小型船内←→・上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

					金	額
	品目				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前
		<i>↔</i> →				
ユニ	コンテナ	実 入			7 0 7	5 6 6
タ		空			6 0 2	481
イズ	パレタイズ	貨物・バンパッ	<i>」</i> ク・バ	ッグコンテナ・プレスリング	1, 071	8 5 7
貨	ノックダウ 完成車(重量	ン自動車 5 トン未満かつ名	浮積 20 トン	/未満のもの)	8 3 2	6 6 6
等	完成車(重	量5~以上又位	は容積 20		1, 258	1,006
	袋物				1, 647	1, 318
包	ベール物				1, 648	1, 318
NI.		雑貨類・機材	対類(1 個	週当り5 トン未満のもの)	1, 528	1, 222
装	カートン	機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの) 青果類		1, 258	1,006	
品	ケース クレート			1, 333	1, 066	
	クレート	冷凍品・冷蔵			_	1, 642
	タイヤ				9 9 5	7 9 6
	巻取紙(内	地産)			1, 118	8 9 4
有			原木	米国材・南洋材	9 7 6	7 8 1
姿	木 材	岸壁揚のもの	WN 71	北洋材	961	7 6 8
				製材	1, 001	8 0 1
貨	非鉄金属類	(半製品・銑鉄	地金)		1, 567	1, 253
ıl./	Appl I. I.	一般鋼材(口	径 12 インタ	「未満の鋼管含む)	1, 291	1, 032
物	物 鋼 材 鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル			1, 097	8 7 8	
	石材				1, 084	8 6 7
撒	小麦・肥料原	原料・鉱礦石(粉)		1, 226	980
貨	鉱礦石 (塊)	• 特殊鉱礦石			1, 286	1, 028
物	砂糖				1, 002	8 0 2

(3)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ①「本船内 ←→上屋・野積場内」の場合
 - (揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。
 - (積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- ②「本船内 + 上屋・野積場前」の場合
 - (揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - (積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について 当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金 額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

(2)総トン数 500 トン未満の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額	
(1)港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき	4円
(2)労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき	3円50銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米を もって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2)特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ⇔ 沿岸間又は、沿岸 ⇔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

	金 額				
品目	港湾内運送		化中口组准从		
	通常の港湾内	特定地区との間	指定区間運送		
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1, 117	イ)1,229 ロ)1,677	イ) 1,790 ロ) 2,126		
撒貨物	1,009	イ)1,120 ロ)1,569	イ) 1,681 ロ) 2,017		

- ①特定地区は、イ)千葉地区と市原地区、ロ)千葉地区と市川・船橋地区及び袖ケ浦地区とします。
- ②指定区間は、イ) 当港と東京港の間、ロ) 当港と横浜港との間とします。
- (1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①本船船側 ⇔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②沿岸 ⇔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜運送	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品目	金額
一般包装品	1 1 8
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	5 9

(注)本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき59円増しとします。 なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき129円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繁留場所に揚荷役を 完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまで の間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

6. 分担金等

区分	金 額	
(1)港湾福利分担金 (2)労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 4円 各貨物 (一律) 1トンにつき 3円 50 銭	

7. 消費税の加算

(1)料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (1)特殊貨物 (海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送 (荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送) の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。